

第一回國會 決議 算 委 員 會 議 錄 第 十 四 号

昭和二十二年九月二十八日(日曜日)
午前十時三十分開議

出席委員
委員長 竹山祐太郎君

理事 竹谷源太郎君

片島 港君

高津 正道君

戸叶 里子君

中曾根康弘君

平井 義一君

受田 新吉君

出席政府委員
法制局長官 佐藤 達夫君

法制局次長 井手 成三君

總理廳事務官 前田 克己君

行政調査部 淺井 清君

公務員局長 今井 一男君

大藏事務官 今井 一男君

九月二十七日
中央出先廳廢止に關する陳情(神奈川縣議會議長堀内萬吉)(第三四二號)
建設省設置に關する陳情(中國市長會長石原善三郎)(第三七三號)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
國家公務員法案(内閣提出)(第五四號)
國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律案(内閣提出)(第五八號)
參議院決算委員會と合同審査會開會の件
○竹山委員長 これより會議を開きます

第一類第十八号 決算委員會議錄 第十四号 昭和二十二年九月二十八日

最初にお諮りをいたすことがあります。昨日あらかじめお諮りをいたしておきましたが、本案の審議を速やかに進めるために參議院との兩院合同審査會を開く件につきまして、常任委員會合同審査會規定に基づき、本院より參議院に對して合同審査會を開會することを要求したることになっております。これに基づきましてあらためてお諮りをいたすわけであり、本案について參議院と合同審査會を開く件につきまして、委員は兩院の常任委員會その他の點につきましては兩院委員長が合議の上で進めてまいりたいと思ひます。日時場所等につきましてはあらかじめ申し上げた通り、火曜日、水曜日の午後一時からと豫定しておりますのであります。この件について御異議はありますか。

○竹山委員長 御異議なしと認めます。ではさう決定をいたしました。

○竹山委員長 引續いて證人の出頭を要求の件についてお諮りをいたします。今の豫定では水曜日の合同審査會におきまして國家公務員法は一件に關して證人の出頭を求めて、その意見を聴取したいと考えています。これはできれば公聴會を開く希望をもつておるのでありますが、審議の進行とらみ合わせて正式の手續をとることによつて、非常に審議を遅らせるおそれがありますので公聴會に準ずる證人の出頭を求めたいと思ひますが、一應これも議長に請求をする手續上、本日お諮りをいたしておきたいと思ひます。

○竹山委員長 御異議がなければさう決したいと思います。

○竹山委員長 それでは昨日に引續いて質疑に入りますが、昨日委員から御希望もありましたので、先に大藏省の給與局長から國家公務員法に基づきまして、というよりも國家公務員法の實施の裏づけは給與の問題がきわめて重大なることは申し上げるまでもない。従つて現在における公務員の給與の現状をあらかじめ承知をいたし、この公務員法の施行に伴つて、今後給與狀態がいかに變化をいたしていくか、第二十八條には社會一般の情勢の變化に適應してというやうなことが書いてあるのであります。これは重大なることであります。一應給與局長から詳しく説明を聴取をいたして質疑に入りたいと思ひます。大藏省給與局長今井君。

○今井政府委員 それでは現在の公務員の給與の狀況というものを中心にいたしまして、若干御説明申し上げます。

從來の公務員の觀念に基きまして、俸給というものは官吏の特殊な身分に應ずる生活を保障するといふ觀念から出發しております。そこに身分といふ從來の憲法に基く一つのニヤンス

があつたことは事實でございますが、その後終戦後御承知の物價の變動に伴ひまして、非常にその内容及び運用に變化を來したのでございます。從來また各省の給與そのものが俸給を、主としていたしまして、官吏以外はこれを給與と申しますが、そのほかに種々雑多な手當が各省のおおむね思ひ／＼で設置できるやうな形になつておりまして、これを換算上一應國庫大臣が調整をいたしておりますものの、かなり不統一な形になりました。その手當の種類のごときも數十の多きに及んでまいりました。のみならずその後の物價騰貴と勞働情勢の變化に伴ひまして、各省におきましてそれ／＼昇給あるいは初任給という問題が、區々に流れるやうな形に相なりましたので、昨年からこれを統一しようといふやうな空氣が政府側にもまた公務員の側にも起つてまいつたのでございます。この結果閣議決定によりまして、昨年の六月大藏省に給與局というものを設けまして、その統一の第一歩を踏み出したのであります。その以前におきましては物價情勢に準ずる關係から俸給のほかにいろ／＼の手當をこしらへまして、たとへば勤続の長さに應じ、勤続手當でありましたとか、あるいは物價手當、臨時手當、家族手當、いろ／＼の項目をもちまして積み重ねてまいりました。結局給與をもちろ／＼職員自身も、自分で容易に自分の給與を算出できないうやうな、複雑な情勢にも相なつておつたのであります。そこで昨年の

七月、いわゆる七月案という形で世間に知られております方法によりまして、本俸に準ずるものはこれを三本建に統一いたしました。すなわち本俸と家族手當の地域手當の三本でございます。一切の本俸の性質を有する手當は全部統合いたしました十數種類のもの一本にまとめたのでございます。しかしながら／＼の個別的な小さな手當、金額もきわめて小さい離手當につきましては、統一の運びにまで至らずに現在に残つております。その給與の簡素化をやりました機會に、御案内の通り政府職員百八十萬からカードを徴取いたしました。それによりまして實體を調査いたしました。その實體に應じましてこの調整をやつて各省間の不均價をなくする。こゝう政府の方針がきまりまして、その調査の結果大體今年の五月初めに判明したのでございます。その間二・一・一・一の問題がございましたので、またその後の物價の狀況にも鑑みまして、昨年七月當時全體の總平均は本俸に準ずるもの、すなわち三本建を合計いたしましたものは、おおむね全國平均約六百圓であつたのであります。これを二・一・一・一後千二百圓に引上げました。さらに本年の五月組合側との團體交渉によりましてこれを千六百圓に引上げたのでございます。その際引上げ方はおおむね實狀に合いますやうに、地域差も大きく、かつ手當も殖やし、本俸も殖やす、こゝろいふき方であつたのでございますが、本俸そのものに手をつける

ことはできませんので、本俸に
加わります部分はそれを暫定加給の名
のもとに、上に薄く下に厚くという建
前で給與いたしました。さらにこれを
千六百圓に引上げます際また便宜の手
段をいたしまして、上に薄く下に厚く
というのと同じ比率をかけたような
形に相なつたものでありますから、従
つて七月當時に比べますと、現在の
下の差は著しく開きが壓縮されてお
ります。従来の半分ぐらゐになつてお
ると申し上げられると思ひます。七月
案そのものがすでに昭和年間の、ある
は古くからありました官吏の上下の
差を著しく縮めたものでございま
すが、それはさらにさうに相なつてお
ります。なお今回の新物價體系の設
定によりまして、千六百圓の實施資金を
確保する意味におきまして、この水準
を千八百圓に引上げるといふ方針の
もとに、目下追加豫算の計上をいたし
まして、關係方面の手續を進めてお
ります。これは七月から實施する豫定に相
なつております。

この間時にお耳に入れておく必要が
あると考えられますことは、從來の、
すなわち戦争中までの給與は御承知の
通り高等官、判任官あるいは雇員
こゝろに區分に従ひまして、判任官で
ありますれば、いくらからいくらま
で、四十圓から二百圓まで委任官は
くらからいくらまでというふうなわ
くの中にはめられておつたのでありま
す。それを昨年の七月には、いわゆる
たゞいまの認證官、當時の親任官をの
けまして、事務官に關する限りは判任
官の一番下からいわゆる助任官の、新
しい言葉で申せば一級官の一番上まで
一本の俸給表に收めまして、その仕事

が變りませんでも、一定の年限が來ま
すればいかうにも昇給ができる。従
つていわゆる何級官といふ官等的なも
の、給與の問題とは全然別個の見地
に立つ。以前は昇給期間も委任官は一
號俸があるのに一年、三級官は二年と
いうような身分的な差がございました
が、こゝろにいたつたものも一切はしま
して、いかなる人もすべてその勤勉か
らによつて、同じように上つていく
といふような方法に切りかえたので
ございませう。従ひましてこれをこく平た
い一例で申し上げますと、かりに普通
の官吏になりますと、多分の例は、中
等學校を出ましていわゆる雇員になり
ますが、中等學校を出て雇員にはいま
までの、最も順調に昇給してまいり
ますれば、満五十歳にして最高俸に達
する。一方いわゆる大學を出まして高
文を通りまして連中もいかに短かい、
いわゆる最短で昇給いたしました最も
高俸に達するには四十八歳にならな
ければならない、こゝろにいたつた
變えたのでございませうが、この仕組
のものがあつた程度民主的であつたも
のがあるものであります。しかしながらそ
の後のいふの、労働情勢に伴ひ應
手當、應急措置等の關係も伴ひまし
て、給與といふものの開きが非常にく
つきました關係と、昇給のようなもの
がほとんど刺激にならない。むしろ水
準の引上げといふようなことが一番根
本になつてまいりました關係もござい
ます。し、かつまた今回公務員法には
つきり出ておりますように、これを
職階制の精神から考えますと、その職
務内容、あるいはその責任程度とい
うものに何らの差異がないにかかわ
らず、漫然その一つの地位に長くお

えすれば、そのまゝいかうにも、怪
我がない限り、昇つていく、こゝろ
に仕組も官吏の能率増進にはたして
寄與するかどうかは疑問でございま
す。さういふ意味合からわれわれの
方もなるべく職階制の精神を順次取
入れなければならぬといふことは、昨
年暮あたりから十分認識しておつた
ところでありましたが、また同時に官公
の組合方面におきまして、これにつ
きまして職階制の要素を入れること
に別々強い反對もございませうが、た
だそのもとになる基準といつたしま
して、最低生活を保障する、こゝろに
觀念をいかにして入れるか、こゝろに
問題で私、二、三の解決以來半年
以上にわたりました、團體交渉を重ね
てまいつたのでございませうが、組合側
はあくまで年齢といふものに非常に強
くこだわりました、年齢の差に應じて
生活を保障するといふプリンスブルを
徹底的に貫きたい、さうしてその上
にいわゆる職階制のものを積み上げて
いく、こゝろにいたつたことが始終
變らない主張
でございませう。いわゆる昨年の十月
にございまして電報の爭議に見まし
た電報式と同じ様式が、結局全官公の組
合の諸君の保持されるラインでござ
います。現在の生計費の立場から申し
ますれば、年齢といふものにある程度
の敬意を拂ふことは必要とも考えられ
るのであります。しかしながらそれ
にばかりこだわりますと、結局
労働基準法の精神にもございませう
労働同一賃金の原則は全部破壊され
ることになります。すなわち同じ仕事
をやりますと、年齢が違ふばことごと
く給與が違ふ。決して同じ給與はき
わめて偶然の場合にしか與えられな

い。同一労働同一賃金の原則は決して
男女間の問題だけではないことは申す
までもございませうし、世界勢連等
におきましてさういふことは強く申
しております。今回の公務員法にも
この精神はつきり現れております
が、それが意見の對立の焦點に相なり
ました。一時この點が協力ができま
して、本年四月の十五日には組合側と
一つの協定を結びまして、職種その
ものに應じて、職務の内容に應じて、一應
給與は定めるが、別に最低生活保障給
といふような觀念を年齢別に、いわゆる
年齢給的に考えまして、各年齢に應
じて、たとえて申せば十八歳は五百六十
圓、四十歳が千五百圓といふようなラ
インを一應引きまして、そのライン
よりも上に居る者はすべて本來定め
られた給與をもらうが、年齢が多い
のに非常に労働價値の低い仕事に従事
しておられます者は、さうしてその本
來の給與がその最低生活保障線に達し
ませんので、さういふ人たちはその線
まで救済する引上げる。こゝろにいた
協定を結びまして、この協定は現在
に實行しております、ただいまに至
つておるのであります、新しい基本
給をきめる場合にはやはり從來の電
報式によつてもならなければ困る、こ
ういつた考え方から、未だに新基本給
が交渉妥結に至つておりません。しか
し現況をいたしましては、一應年齢を
中心とし、從來の觀念による、す
なわち初任給に勤続年数による昇
給を組み合わせたもの、それによ
つて各人が俸給を得得る。但しそ
の俸給額が一定の最低生活保障線に達
しないものは、仕事のいかんにかかわ
らず、勤続年数のいかんにかかわらず、

すべてその線まで引上げる。こゝろ
に線で最低保障の線は満たされて今日
に至つております。しかし基本給を新
しくきめる場合には、さういつた妥協
線では困るので、さういつた最低保障
線の上に職階給を積んでいくといふ
き方ではなれば妥協できないといつた
こと、こゝろに新基本給がきまらずに今日
に至つておる次第でございませう。
現在の給與は以上申し上げましたよ
うに一應一定の初任給を考へておりま
す。この初任給が、いわば學歷とか、
資格とか、こゝろに強く重點を置いた
のでございまして、それに一定の勤続年
数による昇給を加算していくといふや
り方でございませう。従ひまして現在の
ような状況下では非常な差等はでき
にくい。俗に申せばみそもくもそも一
緒になるようなやり方におおむね望んで
おります、能率増進上にはきわめて不
適當な體系でございませう。ただこ
ういつた機械的なものでありますので、
省間の四凸を正いたしますのは、
むしろ都合なのでございませうが、こ
れは今組合側とさうやく妥結ができ
ましたので、正式の妥結、完全な妥
結は、實は昨日でございませう
が、四凸の修正は調査の結果に基き
まして、今回處理するといふ調印がで
き上りました。従ひましてこの線だけ
は從來の公約に基いて、豫算の範圍内
におきまして、政府としては實行いた
したいと思ひますが、ただこの
四凸がたゞいま申し上げましたよ
うに學歷と資格、勤続年数という、き
わめて形式的なものを基準にいたして
おりまして、職務内容、責任の程度、
職階制の要素、すなわち實質的な四
凸調整、實質的な權衡といつたものが

ほとんど加味されておらないと申してよろしいような形に相なりますので、この面からする不均衡の是正はやはり将来の問題として残されておられ、われわれもごく近い将来に本格的な職階制が施行されるまでの途中の一段階、二段階というもので、ある程度これを満たしていただくようにならなければ、従来の弊害を救うわけにはいかないだろう、かような観測をいたしておきます。なお現在官公吏に建前として給してありますものを、種類から、こゝではつきり申し上げますと、本俸として俸給もしくは給與、これに本年の二月制定いたしました暫定加給というものがついておられます。この暫定加給は一番高いものは本俸の二十五割、一番低いものは四割、こういう開きで、上に薄く下にきわめて厚いやり方になっております。それになお六割の臨時加給というものがくつついておるのです。六割の臨時加給と申しますのは、千二百圓が千六百圓に上りました際に、その差額をいかに形で積み上げていくか、こういう點に關しまして、團體交渉の妥結の結果一様に、すなわち四割とか二十五割という開きのあるもの、そのものに全部等しく同様の率で六割をかけるような協定をいたしました。それがその上にくつついております。本俸は七月案でござりました通り、最高は官吏におきまして二千圓、この二千圓に達している人はほとんどありません。各省次官で千七百圓が標準であります。一番下の官吏が三百圓、三百圓から二千圓、これを三十にきざんであります。それにたいたいの暫定加給、臨時増給がつきましたものが、ただいまの本俸を形成いたして

おります。そのほかに家族手当といったしまして、全部おしなべて、扶養家族一人に百五十圓ずつ給してあります。そのほかに例の地域給をいたしまして、本俸系統のものと家族手当の合計、地域によりまして三割、二割、一割、こういう地域給を給してあります。三割と申しますのは大體六大都市及びそれに準ずるような土地でございまして、六大都市のほかに北九州川崎とかがはいっております。そのほかに甲地、これが二割、甲地には大都會の周邊の小中都市、あるいは六大都市以外の大都市がこれに属してあります。乙地と申しますのは、一割ついておりますが、普通の都市であります。都市に準ずるような大きな町村で引上げられたものもございます。一般の町村が丙に属してこれには全部何にもつけておりません。この地域給につきまして一言觸れさせていたただけば、昨年度と違ひまして本年になりましてから、数字を見ても、地域的に、地域差といふものが非常に開いてくる傾向にあること、きわめて顯著でございます。一番日本で權威のあると言われているおきます總理廳統計局の消費者價格調査などを基準にいたしまして、いわゆる乙地と特等、特等の中において特に京阪神のような高いところを比較いたしますと、平均いたしまして七割も八割も生計費に差がついております。しかしながらこの地域給といふものをきめます地域の指定といふことは、技術的に非常にむずかしい問題でありまして、從來あらゆる問題は團體交渉で取扱う建前になつておるのかかわらず、この地域給だけは組合の方におきまして、とうてい團體交渉とし

て取上げるだけの自信がない。すなわち全國的な組合がこの問題を取上げますと、いきおいある都市、ある地方に對してはこれを引下げる、抑えつけるような立場に立たなければならぬ。そういうことは組合の分裂を來すおそれもございますので、この問題はあけて政府に一任する。政府の方で一方的にきめてほしい。かような申出が前々からございますので、私も、本意ではございせんが、現在のところは政府側の責任におきまして、この地域の指定をいたしておきます。その代りこれは團體交渉の對象にはならないといふような形の取扱ひに相なるのであります。しかしながら最近給與水準そのものがきわめて問題でありますために、給與水準の低さの不平を地域の問題に絡ませて主張される向きが非常に殖えまして、この地域給の解決につきましては、また別途あらためて考え直さなければならぬといふような段階に到達してゐると存じます。ただいま官公吏とすべて團體協約を結びまして、協約の建前から、労働條件の一番根幹をなします給與問題は、すべて團體交渉の妥結を見た上で實施をしなければならぬ建前に相なつておるのであります。その意味から両方の意見が對立してなか／＼解決を見なかつたり、あるいはまた理論的につきりしない形に妥協するやうな場合が始終起りました。從來のやうな給與とは、かなりかつこの變つたものになつておる點はひとつ御了承を願ひたいと存じます。もう一言、今後の見通しとして申し上げますれば、公務員法によりまして模範的な職階制が入れられますために、おそろく容易ならぬ日子を要する

ことは私も部分的に研究した結果からでもつきり申し上げられますので、その間の規定にもございますように、順次段階的に職階制の精神を記入される。しかしながら少くとも現状よりも、より職階制の精神に反する方向には絶対に走らない。それで徐々に、ともかくも一歩々ずつ解決できる面から、話し合ひの上で解決していただくことが方向でなからうかと考えております。本法につきましてはその點であります。そのほかに労働基準法の關係から、超過勤務手当等がついて問題に相なるのであります。この點はいろいろ關係から、やはり基礎を法律に求めておるのであります。近いうちに法案にまとも上げました上、お目にかけられるやうなことに相なると思ひますが、これは労働基準法の關係もございますので、やはり施行は相當適及させていただかなければならぬことに相なります。なおそのほか特殊勤務に對する特殊な手当といふものは、いかに給與を簡素化したとしても、いかに給與を簡素化したとしても、必要であらうかと思ひます。この公務員法の中に、その點はある程度うたつてございます。すなわちある職種に――甲なら甲の職種に属します百人なら百人が、同じやうな意味で労働價值を受ける。こういう場合には、これは本俸の中に織りこむ性質のものに相なりませんが、その百人のうちで、三人とか五人とかいふ人が一部交替で、ある特殊な勤務をする。一例を申し上げますれば、氣象臺の觀測に當るやうな人が、ある人だけが富士山のつ邊に行く。そうして冬を越す。こういうたやうな性質のものは、どうしても別に残

さざるを得まいと思ひます。給與の簡素化はきわめて必要であると思ひます。またその線に沿つて努力をしなければならぬが、そういう性質のものだけはこれを至急成案化しまして、何とか今期國會に一顧のスタートを切らせていただくやうな形にもつていくことが必要ではなからうか。かゝうに存じております。はなはだ難儀でございしますが、一通りこの程度で説明を終ります。

○竹山委員長 これは豫算と關連の問題ですけれども、給與の實體について、統計的な御意見がありましたら。

○今井政府委員 現在におきまして、いわゆる政府職員と申しますのは百八十萬に相なります。ただしこの中には、御承知の通り教員あるいは警察職員のような、半額を國庫でもらひまして、半額は形式上地方分擔になつてゐる給與のものがあつて、約五十萬近くの数に上つてゐるやうであります。特別會計は一切を含めまして約百十萬でございまして、残りが一般會計といふことになりました。正確な数字は後ほど申し上げますが、達観いたしまして大ざつぱに申し上げますと、ただいまの國庫の負擔分に属するもの、これは分與税等で地方へまいりますものは除外いたしますと、年額にしまして三百五十億くらいとお考えいただけます。正ば、大して差異はないと思ひます。正確な数字は資料を整理いたしまして後ほど申し上げます。

○竹山委員長 これはいつの段階での数字ですか。

○今井政府委員 現在の段階であります。今度追加豫算として提出申し上げます段階のものであります。

○竹山委員長 追加豫算を含むのですか。

○今井政府委員 そうであります。

○竹山委員長 それを一般豫算とその後追加豫算とわけるとどうですか。

○今井政府委員 大略三分の一が今度の追加豫算にそのうち現われることに相なります。

○竹山委員長 何か給與局長に對する御質問はありませんか。

○片島委員 ただいま御説明になつたことについてちよつとお尋ねいたしたいと思ひます。現在俸給が一本立てになつたのでありますが、俸給が一本立てになつて、昇級標準も統一して、ずつと順調にいけば非常に最高まで上るといふ御説明があつたようですが、實際私たちが見ておりますと、やはり昇級のもつて行き方にしまして、たとへば高等文官の試験を受かつたとか、あるいは帝大を出たものといつたような者と、たとへばさういふものを通らないで特別任用で上つた者、上りつづける者との間に昇級標準の開きが實際上行われているように考へるのです。が、この點はどんなものですか。

○今井政府委員 昨年の七月以降におきましてはさういふことは全然ございせん。ただ各省の統一の準則といつたしましては、大體最短昇給期限をすべての人に共通に定めまして、それに該當する者のおおむね八割を基準にしてやつて、二割くらいは少くとも後へまわせば、さういふような建前でやつておられますので、人により上る人と上らない人が出てまいつておりますが、ただお示しの點はむしろそれまでに高文合格者だけが非常に昇給が早かつた例が、特に一部の省に顯著なものがござ

います。私ども實體的に調査いたしまして、この七月定めました新しい基準で年別別の昇給のカーブと現在の昇給の實體を比較すると、その場合に一部の省におきましては、高文合格者がひどく出づつておるといふような實例はいくつも承知いたしております。従いましてこの出づつたりを引つこまして新基本給にもつていくといふようなことを、私どもの方から積極的に組合側に提案したこともございしますが、たゞさういつたことだけではおもしろくないので、やはり年別給を本給にしてくれといふ強い要望がございまして、結局私どもの方の從來の出づつたりを削るという案は實施に相なりませんでした。従いましてすでに出づつたといふゆる既得權利になつておる人たちが、やはりその上に同じように昇給してまいりますと、結局のところその差が從來より開かないといふだけでありまして、既得權利だけのことはただいまの比較では残つていくといふことに相なります。

○片島委員 一應給與局で基本的な基準をきめて各省に御指示になつておるといふお話であります。各省における豫算經理の状況に應じて、たとへば通信とか鐵道とかいふような特別會計によつて經理をしておるといふようなところにおいて、給與財源の關係上限られた財源の中でこの昇給標準を實施していかねばならぬために、各省の豫算の經理状態あるいは特別會計であるかないかによつて、各省毎に適宜に實行しなければならぬような状態になつておるために、基準が守られておらぬといふようなことは、御調査になつたことがあるでしょうか。

○今井政府委員 ただいまの八割の準則によりまして必要な昇給財源は、もとそれが各省において實行の場合に豫算上からできないといつたような事態がございしましたら、私どもの方で豫算當局の方に連絡をいたしまして、豫備金なりあるいは追加豫算なりで處理をしていくだけの用意はございします。從來さういつた面につきましては私どもまだ各省から苦情を聞いたことはございせん。ただこぼこを整理しない前にさういふことをやりますと、それは問題も起るのであります。今回はこぼこはいよ／＼はつきりいたしましたので、その線によりまして、同じような比率の昇給率を財源的に確保してやるようにいたしますれば、その間の御心配はまず解消できるのじやないか、かように考へております。

○片島委員 選省とか運輸省などのような現業官廳におきましては、職種によつて三級官に任官する定員がないためにすることができず、また任官するにしまして、そこに相當な長い年月、また相當な高齢にならぬと任官をしないといふ職種があるわけですから、従つて三級官以上は一本になつてくるが、職員といふものの基準がどういふふうになつておるのであるか。これは各省に任せきりのものであるか、あるいはもう少しよくわかつておるならば、さういふ職種によつて職員を永年あるいは一生流動めていかなければならぬといふような者について、職員はどのくらい最高給をもらつておるようになつておるか御説明を願ひたい。

○今井政府委員 職員以下のことを失念いたしました失禮申し上げました。先ほど申し上げました俸給表の三百圓から二千圓、これに對應いたしますものが雇用員については百二十圓から千二百圓、かようになつております。千二百圓と申しますと、大體現在では課長クラスでございします。もちろんそれにつつかりがございまして、別に特例を設けることにはございまして、少くとも給與の面からは異存はございませぬ。昇給のテンポにつきましても、權衡をとりまして、別に判任官と職員との間に、その人の勤勉とか能力とかの差はございまして、差等は設けておりませぬ。三級官になつた方が身分的に秀れておるといふような考え方が未だに強く残つており、また事實それもうなずける面も多分にあるのであります。が、給與の面から申しますれば、三級官だからといつて特に優遇を受けるといふことにはならないような仕組に現在すでになつてございします。しかしながら、俸給がとにかく二本になつておるといふことは、ある意味においてやはり雇用員方面に不利な影響がある。かように考へられますので、今回の私どもの方で考へております當面の新しい體系には、雇用員と官吏を一本にした號棒にしてしまひたい。昇給期限もこれこそ名實ともに少しも差のないものにした。かように豫定しております。のみならず、その精神から、去る七月行いました旅費の改正におきまして、すべて從來の差等を微塵いたしまして、宿泊料、日常を原則として一本、雇用員から官吏の上の方が一本といふようなプリンスバルを立てたやうな次第でありまして、さういつた身分的な差は少くとも給與の面からはなるべく早く抹殺したい、かように思つて

おります。現在もその面から問題があるといふことは、私はないのじやないかと思ひます。ただ三級官とか二級官とかいふものは、豫算上及び官制上定員にしばられておりますので、ある省では豫算定員に餘裕があるので早くなれるが、ある省ではなれない、さういつた問題のあることは事實でございします。しかしながらそれは給與面から申して昇給できないといふことは、別問題になるような仕組に仕組んであるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○片島委員 この前通信委員長で、全選側の意見などを聴きましたときも、地域給の問題を非常に強く取上げておつたやうであります。話してみると、やはり組合側としては今お話のように、地域給についての確固たるしか、も詳細な精密な計畫はまだできておらぬやうであります。私たちはこれを痛感いたしました。東京、横濱あるいは京阪神、あるいは北九州といつたやうなところは、ほんとうに食えないといふ非常に強い要望がある。ところが全國的な組織をもつ組合になりますと、あまり地方をいじめるやうなことができないために、ついでには均等な給與を組合としては主張せざるを得ないやうな段階になつて、むしろ生活の比較的楽な農村方面においての組合員は、この大きな労働攻勢、闘争などに

ついていまいか、日よりも見ると、マア闘つてもらへばそれだけとれるのだからといつたやうな感じもあるのではなからうか。思ひ切つてこの際ほんとうに豫算が許せば、苦しいところをうんと殖やしてもらわなければなりません。が、どうしても出ないといふ限度のところ

おります。現在もその面から問題があるといふことは、私はないのじやないかと思ひます。ただ三級官とか二級官とかいふものは、豫算上及び官制上定員にしばられておりますので、ある省では豫算定員に餘裕があるので早くなれるが、ある省ではなれない、さういつた問題のあることは事實でございします。しかしながらそれは給與面から申して昇給できないといふことは、別問題になるような仕組に仕組んであるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○片島委員 この前通信委員長で、全選側の意見などを聴きましたときも、地域給の問題を非常に強く取上げておつたやうであります。話してみると、やはり組合側としては今お話のように、地域給についての確固たるしか、も詳細な精密な計畫はまだできておらぬやうであります。私たちはこれを痛感いたしました。東京、横濱あるいは京阪神、あるいは北九州といつたやうなところは、ほんとうに食えないといふ非常に強い要望がある。ところが全國的な組織をもつ組合になりますと、あまり地方をいじめるやうなことができないために、ついでには均等な給與を組合としては主張せざるを得ないやうな段階になつて、むしろ生活の比較的楽な農村方面においての組合員は、この大きな労働攻勢、闘争などに

ついていまいか、日よりも見ると、マア闘つてもらへばそれだけとれるのだからといつたやうな感じもあるのではなからうか。思ひ切つてこの際ほんとうに豫算が許せば、苦しいところをうんと殖やしてもらわなければなりません。が、どうしても出ないといふ限度のところ

まで行つたならば、地域給についてはよほど思ひ切つて措置しなければならぬのではないかと、いろいろに考えるのであります。それについて、現在政府の方では何か腹案をもつておられるのであります。この點をお伺いいたします。

○今井政府委員 お説の通り御同感に考えております。從來も組合側の立場から申せばやむを得ないことがございまして、この開きの特に最近強くなつたことは、先ほど申上げました通りでありまして、恐らくこれはあつたかあつたか、中に國會に提案に相なると思ふのであります。千八百圓水準と千六百圓水準との差額の二百圓を三分分とめまして六百圓にして、この六百圓を支給する、ごういふ案を法律案の形にいたしまして國會に出す運びをとつております。この問題は、ただいま組合側との關係におきまして、御承知の通り千八百圓水準をのむという問題とからまるデリケートな問題でありますので、組合側の方では政府の責任において一方的にきめてほしいと言われまして、これを地區別に相當な差をつけてやりたい、かように考えまして法律案を考えております。案といつたしまし、一番高いところと一番低いところと五九〇の開きをつけるというような案にしておられるというのであります。これはまあ足りないという議論もあつたのであります。しかし、さうをう一回にそこまで飛躍することも

できませんので、今回はこの程度にしておきます。この問題につきましては、ちやうど昨日全官公廳待遇改善委員會の準備委員會で最後にお話合ができたのであります。組合側はこれに對して單に批評を加えただけであります。すなわち、政府の責任においてやるということでありまして、意見とか交渉とかいふ立場ではなくて、批評だけを受けたのであります。大部分の組合はこつた説に御賛成でありましたけれども、一部全国的に、特に農村部に職員が多い組合におきましては、やはり開きがつかずきつるというやうな御意見もあつたのであります。十月以降の地域給につきましては、よほど考えなければならぬと思つております。この問題は非常にそれぞれ利害が違ひます。従つて全部の人に百パーセントに満足願ふ案はできませんけれども、とにかく向といつたしましては、ただいま片島委員の仰せになりましたやうな方向にせよといふべきで、ぜひともつかひまければならぬ。これは政府内部を通じてはほとんど確定的な方向でございまして、いづれそのうち具體案もでき上りまして、ただいまの三割、二割、一割は、もつと大幅に相なることと思ひます。

○片島委員 もう一、二お尋ねしたいのですが、公務員法が實施になつて新職階制ができた場合に、現在もらつておる俸給を、そのまゝ基本にしてきめられるものであるか。ここですつかり御計算にして、新職階のもとにあてはめるやうな計算をもつておられるものであるか、これはどちらの方の御所管かわかりませんが、御説明願ひます。

○今井政府委員 公務員法による正式な職階制の確立は、大分將來のことに相なりまゝです。そのときの情勢いかんによつて思ひます。ただいまからはつきりしたことを申し上げかねると思ひますが、ただそれまでの段階に一段、二段、三段と、やはり漸次職階制的な意味を含めていく時代があらうかと思ひます。その際におきまして、現在のやうな經濟情勢を主として考えますれば、やはり一度得ておるところの、本俸既得収入でございまして、こつたものは切下げるといふことは、現在の常識上から申して絶対に得ないこととあります。本來の職階から申せば、その人は千圓でよろしいけれども、かしその人がすでに千三百圓もらつておるのであれば、その人に千三百圓に上げるまで既得の収入を保障してやるという考え方は、少くとも現在において曲げられない原則ではなからうか。その上に立つて少しづつ職階制の精神を入れていくのはあるまい。かやうな見地から少しづつ準備を進めていくやうな形でございます。

○片島委員 恩給についてであります。現在の恩給の恩給をもらつておるくらいなら、要らぬといふやうな聲もあるまい。まことにこれは問題にならないのであります。この恩給について豫算的な措置をすでに講ぜられておるものであるか。どうせいづれ公務員の恩給の基本的なものをきめなければならないと思うのですが、今度の追加豫算ではもちろんさういふ法律の改正案も出ておりません。いつごろになつたならば恩給について手をつけられるか、また豫算的な措置を講ぜられる豫定でありますか。

○佐藤(憲)政府委員 恩給の問題は、お示しのやうな事情にありまして、政府内部でも特に恩給關係の當局者は、その邊を非常に苦慮しております。しかしながら他國庫の財政負擔という面から大きな制約があります。その他いろいろの事情を考慮の中に入れて結論を得なければならぬ事柄であります。ために、今國會に提案の準備をいたしておりましたが、政府はまだそれらの關係を含めての研究中にあると申し上げるほかにないわけでありまして、○片島委員 公務員法が實施になりましたら、この公務員法の新しい精神に基いて、給與關係についても當然何らかの變化がくるものと思つてゐるものであります。公務員法實施後来るべき通算會議に、何らかの給與に關する問題で、豫算的な措置を考へられておられますか。

○佐藤(憲)政府委員 私が糸口だけを申し上げます。前回來申上げました通り、この公務員法そのものに基く新給與制度といふものは、これは人事院が大いに調査研究をして立案案をつくり上げるという形になつております。さういたしますと、現在の制度のもとに、今の公務員法による新しい給與制度ができるまでの間において、いかなる調整が加えられるかといふおそれ、見込の問題になると思つております。この點は先ほど給與局長もちよつと觸れられましたので、さらに給與局長の方から申し上げることがあれば答えてもらふことにいたします。○今井政府委員 先ほどちよつと觸れましたように、新憲法ができましたから、官吏の給與の基準に關する限りは、少くとも法律でなければならぬといふことに相りましたので、これは法律解釋として本年一ぱいまでは政令でいいというやうな理窟も立つのでござい

ますが、しかしそれにしてもとにかく法律にすることに別にならぬ、異存があるわけでもございせんので、至急官吏の給與に關する臨時措置法でも申しますか、公務員法ができましたまでの間をつなぐといふやうな法律が今固まりつつございまして、これを最も速やかな機會に國會において御審議願ひおつと思つております。その御審議の結果いかにによりましては、それに基いて追加豫算という問題が通算會議に出てまいらうと思ひます。その中には、先ほどちよつと觸れましたやうな、特殊勤務手當でありますとか、その他の從來のもの、統合した要素はいつておりますので、これは御審議の結果を得ませんと、ちよつと豫算もおきにくいといふやうな性質のものも含んでおりますので、こつた系統のものは今回の追加豫算には全然はいつておりません。なお先ほどちよつと申し上げましたやうに、今回の凹凸整理といふやうな形式的な、いわば從來の官吏給與の一番根幹をなす學歴、資格、勤続年數という要素だけを上げたところ、調整でございまして、特に通信省等におきましては、特殊な講習所等の要素もその中に完全には含まれておらないやうな點もございまして、さういふたものは正等のために若干豫算を要するやうなことが將來起つてきやしないかといふこともただいま研究中でございます。さういふものが出れば、これもこの次の追加豫算の問題に相なるのじやないかと思ひます。ごく技術的な問題でございまして、このくら

のことはただいま頭にございます。

○片島委員 終ります。

○竹山委員長 高津君。

○高津委員 十九ページの第二十五條第二十六條に人事主任官の規定があり、第二十六條は人事主任官會議という建議機關を設けることがきめてあるのですが、この人事主任官を選任する方法はどういうようなお考えを今もつておられるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 ここで人事主任官と申しておりますのは、現在の各省におりますところの人事課長、あるいは大きなところでは職員局長という人事の關係の局部課の長というようなものを、ここでは一應考えておられるわけでありまして、従つてこの人事主任官は人事院の職員ではございませんので、普通の各省なり何なりの役所の職員としての立場をもつておられるわけでありまして、従いまして、ただいまお尋ねのこの人事局長の選任關係というものは、その役所の一般の職員の選任關係と同様になる。この法律案の適用といふことは、たとへば資格でありまして、試験の任用というよりな形で任用されるということになります。

○高津委員 各省、各廳に常置の人事委員會のようなものがあつて、それを經て人事委員會があつて、その會議に列することになつておれば、非常に民主的にいふと思ひますが、現在の人事局長のようなものがそのまゝをここにいつたのでは、それほど國家公務員法で官制制度を改めたことにならないうちに思ふのですが、その點について長官のお考えはどうですか。

○佐藤(達)政府委員 まず第一にこの法律の問題といひましては、實は重點

は二十六條の方の人事主任官會議といふものを、人事院の一つの組織のよう

な形にして設けるのであるということ

を強調するの、この法案としての本意でありまして、すなわち各省の實際の人事の動きと、この人事院でやつております統一的の仕事との關係を密接にして、足が地につくような人事院の運営ができるようにというねらい方であるわけでありまして、従いまして今度はこの各省部内における人事主任官が

いかなる形によつて各廳監督部内において人事を運営するか。あるいは人事主任官會議に列席する場合にどうい

う準備をして出てくるかということ、法律案の問題としては全然別箇の問題で、實際問題としてそれを申し上げま

すならば、これはちやうど現在運営は

いるような方法で各省で行われておりますが、それと同じような立場で今後この法律案のもとにおいても事實上の運営は行われていくであろう。それを考へておられるわけでありまして。

○高津委員 人事主任官、それから人事主任官會議については了承いたしました

が、この人事院に設けられる事務局の職員というものが、強大な権能をもつことになると思ひます。人事官の選任その他については、詳細な規定がありますが、人事院事務局の職員の規定が法律で相當くわしく定められべきじやないかと思ひますが、それ

に對する御意見はいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 法律の建前から申しますと、事務局の職員もこの法律で言つておりますいわゆる一般職にはつきりしているわけでありまして、従いましてその選任關係をそれから身分保障の關係、給與關係は全面的にこの一般

職についての條項が適用になります。

しかしてそれらの事務局の職員の仕事をやつていく上においての指揮、監督の責任者というものは人事院の總裁、表に出るのは總裁でありまして、その裏には人事主任官會議というものがあつて、それが最高責任の首腦部として職員を率いていくわけでありまして、従いましてその職員に對する關係の人事主任官というものが結局責任を負うこ

とになるわけでありまして、理屈をすつとつめてまいりますと、統制がよろじきを得ないということになりますと、結局人事主任官の今の職責遂行に遺憾があるという問題になつて、責任がだんだんと追究されていくということになります。

○高津委員 私が申しますのは、一般職としての監督を受けるということ以上、そこに職を率ふるものに對しては特別の規定があるべきであらうと思ひますが、それに関するお考えはどう

うか。特別の規定を設ける必要はないというお考えでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 その關係では結論を先に申しますと、特別の規定を設けるまでの必要はないというふうに考へます。先ほど觸れましたように、この人事院の首腦部の方の責任事項として、その責任に任じて運営していきますれば、おのずから適當なる運営が期し得られるだらうというふうな考へをもつておられるわけでありまして。

○高津委員 第八十條にとびますが、左に掲げる職員の分限については、第七十五條、第七十七條乃至前條及び第八十八條乃至第九十一條の規定は、これを適用しない。とありますが、その中に「三 官制若しくは定員の改廢又

は豫算の減少に因り廢職又は過員となつた職員」この人々には身分保障をしないとなつておりますが、非常に亂暴に首切られるような氣がするのです。

これはしうがたいものでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 これはたとえば豫算が削減されて、どうしてもそれだけの職員を抱えるに必要な經費がなくなつてしまふという場合、あるいはまた一つの役所の行政機構の問題で、必要なしというふうなことになる場合には、これはやむを得ざる必然の結果として生ずべき事柄であらうと思ひます。ただここで八十條として言つておられますのは適用しないといつておられるだけでありまして、ただその時に適切なこれに代るべき何らかの處置をとることをこの法律が拒否しておられるわけではございません。たとえば先ほどちやうど觸れましたように、前項各號に掲げる職員の分限については人事院規則で必要な事項を定めることができる。というふうになつておりました一種の休職の扱いをするというふうなことも考へております。

○高津委員 第八十一條ですが「職員が、左の各號の一に該當する場合においては、それらに對し懲戒處分として、免職、停職、減給又は譴責の處分をする

ことができる。」そして三つの場合をあげておられますが、從來は事前に懲戒委員會があつて審査したものですが、本案では事前審査がなくなつてお

ります。これは前の方がいくらか民主的だという印象がもたれるくらいであります。これは原案がよいという説明をもう少し聴きたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 前回申し述べたところと多少は重複いたしますが、こ

の懲戒手續につきましては事前の審査による方法と、事前審査は何ら要しないこととしておいて事後の審査による方法と、事前事後両方全然或るなしという方法とあります。一般の各國を通じての官吏制度をみますと、三つに分けることができます。全然保障なしというものは話になりませんが、要するに事前がよいか事後がよいかというこ

とは、いろいろの角度から議論の立ち得る問題であらうと思ひますが、結論として一口に申しますれば、民主的であるとか身分の保障についてどつちが保障が強いのかという點は、事前と事後と比べて變りはないというふう

に信じております。そこで變りがなくとも現行制度では事前になつておるものをなげ事後にまわしたかということになるわけでありまして、これは前回も觸れましたが、事前の懲戒審査と申しますが、委員會等の審査手續を規定することを要件としたとすると、懲戒處分というものが非常に遅れる傾向があります。一應現行法で申しますと、懲戒處分としては懲戒免職あるいは懲戒免官、減俸と譴責の三つではないかと思ひます。本局長官が譴責程度でよいと思ふものは、これはその場で譴責をやられるようになつております。減俸以上に該當すると認めた場合には本局長官限りではできない。必ず懲戒委員會にか

けなければならぬ。そうしますとほとんどもだれが見てもこれはひどいといふような、問題のないような事件でも一々審査に必要な手續を整え、たとえば資料を集めまして證據を集めて、そして委員會に付議しなければならぬ。そして委員會はまた職責、責任をもつて

おりますから、これは輕はずみな裁斷

をいつたしませ。従つてその間に相當なる審判を要する。これは人事院の貴重なる精神の中に、民主革命の上における

をいたしません。従つてその間に相當若干の手續に必要な日数を要するわけであり、新聞記事などで大きく問題になり、またたような事例でも、それが最後の懲戒処分が行われるときには世人は忘れておられるという時期になることもあります。事件がむずかしい糾紛した事件であれば、いろいろの調査の手續を要しますから、さういふことになる。信賞必罰と申しますか、さういふ面からして何となしに一般の感じに合わないことがあつたわけであり、それはよく思ふ事態もあつたわけであり、そこで今同はみそくも事前といふことをやめて、間違ひないと思ふものは、本局長官が事後の審査へもつていつても自分の處分が是認されることは確信するわけであり、それはその際に直接處分をしてしまふ。そして本人の方に異議の申立なり何なり、この法律案で申すれば審査の請求といふことについてこの人事院に請求をして、そして人事院がほとんど裁判手續に近いような公正なる審査をやりまして、そして慎重に審査をして最後の判断をして前の處分を是認するなり、あるいは是正の處置をとらしめるようなことでいつておりますから、まず現在の制度よりもこの方があらゆる面から見て適切であらうといふふうに考へておるわけであり、

○高津委員 第一條職員は、政黨又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はずこれらの行為に關與してはならない。「これは前にも質問があり、御答へも聴いたのですが、これらの行為に關與してはならない」といふのは職員は斡旋をしてはならぬ意味であることはわかるのであるが、寄附をするのもできない、こゝういふ意味ですか。本人が寄附することもできない、さういふ意味であるかどうか。それを聴いておきたいのです。

○佐藤(達)政府委員 これは寄附をする方のことはこの條は觸れておりません。寄附金を集め求め受取る、そして關與と申しますのはただいまおつしやつたように斡旋でありますとか、取次ぎするといふようなことであります。

○高津委員 百七條ですが、片島君の御質問にもありました、恩給制度といふものが官吏にあつて、あと二、三年で恩給となるというのでやめてもよいような人間が、ぶら／＼していて、恩給の年限に達するとすぐやめるといふ弊害が非常に世間でやかましくいわれておるのであります。私から考へるものと退職手当とか、社會保險制度といふものを十分に完備してしまつて、官吏の恩給といふ特權をなくした方がよい、それが輿論にかなうのではないか、このやうに考へられますが、政府の所見はいかがでしょう。

○佐藤(達)政府委員 恩給制度に關しましての根本的問題としては、確かにたゞいま仰せになりましたやうな角度からの研究の問題があるわけであり、まず従いましてこの法案についてありますところの恩給制度は、いかなる形になつて、法律としてでよるかと、うことは、高津委員仰せのやうな角度からも十分なる検討を加へた後にできる事柄であります、場合によつては恩惠的の要素を取除いてしまふ。あるいはまた社會保險的なものになるか

もわかりません。これは人事院の慎重なる研究にまつてゐるわけであり、

○高津委員 附則第二條の中の第五條第一項のうちに「兩議院の同意に關する部分を除く。」とあつてこの人事委員會の人事委員の選定が兩議院の同意に關する部分を除き、現在國會が開會中であり、さういふ重大な問題、私が重大といふのは人事委員會がスタートしてそれが基本をきめてしまつて、そこに知識も経験もみな集積されるから、その者がまた來年七月一日からの人事委員になる可能性が非常に強まると思はれるのですが、その重大な問題を兩議院の同意に關する部分を除くといふことになつては、將來非常に權限をもつ、この大切な機關が、簡単にきまるやうに思ふので、非常に不完全なやうに思ふのですが、これに對する御意見を伺いたい。

○佐藤(達)政府委員 この臨時人事委員會といふのは、實は名前が少しはでであるかも知れませんが、その實體はちよつと重要な法案が成立いたしました、その施行の準備のために委員會ができることがよくありますが、それにむしる近い性格のものでありまして、言葉をかえて言へば、人事院設立準備委員會と申しますか、あるいは國家公務員法施行準備委員會と申しますか、性格はほとんどそのものと、つてもいいのであります。さういふものでありまして、兩議院にぞやつかいになるほどのものであるまい、それだけの氣持であります。

○受田委員 根本的な問題をお尋ねいたしますが、この法案をおつくりにな

の精神の中に、民主革命の上における官吏道の刷新といふやうな點をお考へになつておられる。これははつきりお伺ひしたのであります。これははつきりお伺ひしたのであります。この法律全體を見て、どうもまだ官僚臭が濃く残つてゐる。特に官といふ言葉が依然として官尊民卑の表現をそのまゝに残してゐる。人事官、これなども人事員といふふりに切りかへ、秘書官のときも秘書といふふりに切りかへて、せつかくこの法案の題目が公務員といふやうに民主化された言葉に切りかへられてゐるのではありませんか、内容もさうしたもので押めつくされるやうにあるべきものである。國民全體の奉仕者としての立場をはつきりと現わす必要はないか。さらにこれを見ますと、不良の官吏が出た場合に懲戒處分は任免權者が行ふことになつておりますが、この問題なども一應形の上では、國民に彈劾權を附與するやうな必要はないか、さういふふうに考へます。

もう一つはこの法文が全體としてどうも難解であると思ふ。何だか條文の趣旨をつかむのに非常に困難である。特に三十九條などを讀んでみると、「何人も、左の各號の一に掲げる事項を實現するために、金錢その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用ひ。」云々。これをもつとわかりやすく簡明に書けないものだらうかと思ひます。これは非常に頭のよい公務員ならそれでよいでしょうけれども、一般國民も知らなければならぬのでありますから法文の書き方、また七十三條の三に「職員の元氣回復に關する事項」とありますが、これは元

氣回復といふと何か新しい言葉に見えまして實際は大家に親しまれていない言葉である。これは元氣をとりもどすのであるから休養といふことになる。健康増進するならば健康増進といふ。それで職員の休養に關する事項ともつと今まで親しまれた言葉を使うべきではないか、さういふふうに考へまして、法文全體を通ずる根本精神と、それが條文に現れた形の上の問題と三つをお尋ねします。

○佐藤(達)政府委員 第一にはその官といふ字が目ざわりになるといふ仰せでございます。これは私今思ひ出すのであります。前の議會で御審議願いますときに國務大臣といふ名前が目ざわりになるといふことで相當當時の金澤さんが苦しまれたのを横から見ておつたのであります。さういふ官とか員とかいふ言葉がございまして、結局はこれは私は感じの問題ではないかと思ふのであります。別に官でなければならぬ、あるいは員といふのが悪いといふところまでの理論上の根據は、受田さんも御察しの通りございませう。さして官といふ言葉を存置して悪くはないといふふうに考へております。

それから懲戒の問題については國民の彈劾權を認めてはどうかと、さういふお氣持のお言葉は、すでに私も前の會であります。承つたこともありましたけれども、これはなか／＼實行上の問題から申しまして、技術的にいかなる彈劾手續によつていかなるものがそれを審判するか、またその彈劾の對象になるものはどの範圍までに擴むべきか、あるいは最高的一部分のものに止むべきかといふやうな問題がた

示していただいて、そういうふうにするのだ、そうして採用するときにはどういふ試験をやるというふうな點について、もう少しわかりやすく實例でお示しを願つたらどうかと思うのでありますが、ひとつ全委員諸君にお諮りを願ひまして、もし御賛成がありましたら、そうしていただきたいと思ひます。

○竹山委員長 別に御異議がないと思ひますから、なおこれは昨日政府側に同様の資料を十分提供するように申入れてはありますからその資料で、またあとで補充いたしますが、この際政府側から、今の御要求に對して説明できる部分について……。

○竹谷委員 これはやはり資料をわれわれが頂戴して、それに基いて御説明を受ける方がはつきりする。今までたびたび御説明を承つたけれども、結局わからないのです。具體的に説明する資料をもつて説明を聞いた方がよいと思ひますが、どうでしょうか。

○竹山委員長 それじやさうにいたします。昨日も要求しておりますから、この次の機會に用意ができるようにお願いいたします。

それでは本日はこの程度で散會をいたします。明日また引續いて審議を進めたいと思ひます。

午後零時十三分散會

昭和二十二年十一月十七日印刷

昭和二十二年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第十八号)

(四四一)